平成２５年（フ）第２８２号
東京都足立区綾瀬６丁目32―16―301
債務者　小松田美和子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８３号
東京都台東区竜泉３丁目７－２
債務者　山本　武久
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８４号
東京都台東区竜泉３丁目７－２
債務者　山本　宏子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６号
東京都品川区戸越１丁目20―12　戸越荘
債務者　五十嵐　厚
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７号
東京都世田谷区若林５丁目２－７　アーバンリゾート若林１―112
債務者　市川　悦司
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８号
東京都大田区山王２丁目７―46―105
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６１０号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目２番20号
債務者　齊藤八千代
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３３号
横浜市旭区笹野台２丁目37番10―204号
債務者　山下潤一郎
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４３号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地70―504
債務者　安藤多賀子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５７号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目17番６―202号
債務者　石崎　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８８号
愛知県豊橋市東岩田１丁目６番地８－D
債務者　井上ジャナイナ　デ　オリベイラこと　イノウイ　ジャナイナ　デ　オリベイラ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４５７号
北海道旭川市近文町13丁目30番地、住民票上の住所北海道旭川市末広４条10丁目７番12号
債務者　斉藤　賢哉
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３８８号
東京都調布市深大寺東町１丁目26番地５グッドライフ調布寮208
債務者　高橋　　昇
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４１４号
東京都西東京市芝久保町３丁目４番29―302号
債務者　嶋谷　正孝
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０６号
静岡県焼津市東小川２丁目10番16号　フレグランス小川Ｃ棟202号
債務者　村松　榮子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３８号
静岡市葵区安東３丁目11番32―105号、旧住所静岡県焼津市大覚寺２丁目10番地の２
債務者　西野　昌子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部